

告 示

埼玉県告示第五百七十号

令和五年埼玉県告示第千三百十九号で公示した公共測量は、令和五年三月十日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕